

公益通報者保護規程

第1条（目的）

この規程は、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令を遵守した事業運営の強化に資することを目的とする。

第2条（定義）

この規程において公益通報とは、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。）第2条第1項に規定する通報をいう。

- 2 この規程において職員等とは、公益財団法人ジョイセフ（以下「本財団」という。）就業規則及びパート・アルバイト就業規則（以下「就業規則」という。）に規定する職員・パート・アルバイト、及び本財団と業務委託契約その他の契約をしている事業等に従事する労働者をいう。

第3条（窓口）

職員等からの公益通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口（以下「公益通報窓口」という。）を本財団の事務局に置く。

- 2 本財団事務局には、公益通報処理担当者を置く。

第4条（公益通報の方法）

公益通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、ファックス、書面及び面会とする。

第5条（調査）

公益通報を受けた事項に関する事実関係の調査は、事務局長が行うものとする。

- 2 事務局長は、公益通報を受けた内容の調査に基づき、代表理事及び業務執行理事に当該事項に対する対応策について相談する。
- 3 相談を受けた代表理事及び業務執行理事は、ガバナンス及びコンプライアンス等の観点から適切な対処をすることに最善の努力をする。
- 4 代表理事は調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

第6条（協力義務）

職員等は公益通報された内容の事実関係の調査に協力しなければならない。

第7条（是正措置）

調査の結果、不正行為が明らかになった場合には速やかに是正措置及び再発防止措置を

講じなければならない。

第8条（処分）

調査の結果、不正行為が明らかになった場合には当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って処分を課す。

第9条（通報者等の保護）

本財団は、通報者等が相談又は公益通報をしたことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

- 2 本財団は、通報者等が相談又は公益通報したことを理由として、通報者等の職務環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。
- 3 通報者等に対して不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った職員等に対しては就業規則に従って処分を課す。

第10条（個人情報の保護）

この規程に定める業務に携わる者は、公益通報等の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

- 2 正当な理由なく個人情報を開示した者に対しては就業規則に従って処分を課す。

第11条（通知）

本財団は、通報者に対し、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると公益通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

第12条（不正の目的）

通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的をもって公益通報を行ってはならない。

- 2 前項の規定に違反して通報を行った者に対しては就業規則に従って処分を課す。

第13条（相談又は通報を受けた者の責務）

公益通報処理担当者以外の者が相談又は公益通報を受けたときは、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

- 2 前項の規定による公益通報等を受けた者は、その内容を速やかに公益通報窓口へ報告しなければならない。
- 3 公益通報等を受けた公益通報処理担当者以外の者は、その内容等について他に漏らしてはならない。

第14条（補則）

この規程に定めるもののほか、公益通報に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は平成24年10月25日から施行する。(平成24年10月25日理事会決議)